

1 服装について

①男子制服

- ・黒の上下学生服（日被連の「標準学生マーク」が付いたもの。ラウンドカラーも可）でベルトをしめる。（紺、黒、茶で派手でないもの）
- ・夏の上着は普通型の半袖ワイシャツ（色は白、長袖も可）とし、開襟シャツは禁止。
- ・制服の下には、落ち着いた色調のものを着用しても良い。

②女子制服

- ・紺の指定服（上衣の下は白のワイシャツ）とする。夏の上着は白の指定服とし、ネクタイを着用する。ボトムは、指定のスラックスまたはスカートとする。スカート丈は膝中央までとする。
- ・制服の下には、落ち着いた色調のものを着用しても良い。
- ・スラックス着用の際は、ベルト・ワイシャツを着用する。

③制服の名札と校章

- ・制服には男女共定められた名札を左の胸に付ける。（ホックでも可）
- ・名札の色(校章)は学年色とする。

④体育着

- ・ジャージ、ハーフパンツは、学年別に色分けされた指定のもので、指定の名札を左胸に付け、所定の位置に記名したものとする。
- ・Tシャツは学校指定（以下『学T』とする）のものとし、指定の名札を左胸に付け、所定の位置に記名したものとする。（体育の授業では白を基調とした部活Tの使用を可とする場合がある。部活動では部活Tも可。体育以外の授業では学Tのみ可）

⑤防寒着

- ・冬期は原則として登下校、部活動、外掃除に防寒着の着用を認める（集会時は指示あり）。
※制服または学校ジャージの上に着用するフォーマルなもの（入試等に利用できるもの）であることを意識すること。
- ・防寒着は、ウィンドブレーカー（フード付きも可）を原則とする。制服着用時のコートの使用を認める。
※ウィンドブレーカー上下の着用可
※色規定は設けないが、柄のないものであること。コートについてベンチコートは不可とする。
- ・制服や長袖ジャージの下に、落ち着いた色調のセーター、トレーナーの着用を認める。
※女子の制服時のインナーとして、黒、紺、グレー、ベージュのベスト、カーディガンの着用は可。
※袖、裾がだらしなくはみ出さないように、身だしなみには気をつけること。

2 頭髪等について

- ・頭髪は、染色や脱色、パーマ等の特別な加工をしないで、ワックス等も付けない自然な状態を原則とする。（極端な編み込みをしたり、髪の高さを極端に変えたりしない）
- ・後ろ髪は肩にかからない程度とし、かかった場合、女子は、黒、紺、茶などの色のゴムでしばり、男子は切る。
- ・前髪は目にかからないようにする。
- ・まゆ毛は、細まゆ毛等の特別な加工をしない。
- ・化粧や装飾品は原則禁止。

3 着用物について

① 上履

- ・学校指定の上履きとし、学年色のものを3年間利用する。
- ※ 体育館利用時は靴底の砂をしっかりと落とすこと。

② 下履き（通学用）

- ・スポーツシューズとする。
- ※ 体育の授業、部活動に適するものであること。

★雨、雪の日は、長靴可。

③通学かばん

- ・背負い式のかばんを原則とし、高価なものはさけ中学生らしいものとする。
（例として、色は黒・紺を推奨する。教科書等を入れるのに適したものとする。メーカーのロゴや反射板はあっても良い。）
- ・健康・安全面を考慮して、使用時は必ず両肩で背負うことを厳守する。

④ サブバック

- ・サブバックは、荷物が通学カバンに入りきれない場合のみ使用しても良い。

⑤ ソックス

- ・白、黒、紺、茶を基調としたソックス（踝を覆うもの）とする
（ワンポイント程度は可、ルーズソックスは不可）
- ・寒い時は肌色か黒のストッキングを着用しても良い。

⑥ 水泳着

- ・男子は黒または紺を基調とした水泳着（レクリエーションタイプのだぶついたものは不可）か、競泳用水着（色自由）とする。
- ・女子は黒または紺を基調とした水泳着か、競泳用水着（色自由）とする。
- ・水泳帽（色自由）を必ず着用する。ゴーグルは使用しても良い。

⑦ 腕時計

- ・部活動でなくても正当な理由があれば認めていく方向で検討中。
- ・ただし、貴重品なので、（担任が預かることも含め）自己管理をしっかりすること。
- ・保護者には「紛失等の責任は学校が負えない」ことを理解していただく。

4 通学について

- ・通学路は定められた道路（別紙地図参照）を通学する。
- ・自転車通学は自転車通学許可の生徒（通学許可範囲は別紙地図参照）のみとし、別に定める「自転車通学の決まり」（別紙参照）を厳守すること。

5 登下校について

- ・制服登校を原則とするが、制服登校と指定された日以外にジャージ登校しても良い。
- ・登下校の時間については日課表に定められた通りとし、登校完了は着席を原則とする。

6 所持品について

- 学校生活に必要なもの以外は、原則として学校に持ち込まない。（漫画本、お金、ゲーム、携帯電話、食べ物など）
- 特別な事情でどうしても不要物を学校に持ち込まなければならない場合は、担任に事情を説明し許可を得ること。許可なく持ち込んだ不要物は、担任が預かり保護者に直接返却する。
- 所持品については、部活動においても原則として学校生活と同じ扱いであるが、携帯電話は遠征等特別な事情がある場合には、顧問教師の判断により許可する場合がある。

7 届け出・許可制について

- アルバイトは原則禁止とする。（家庭の事情等でどうしても必要な場合は担任に相談し届け出る）
- 自転車通学は、届け出て必ず許可を得ること。
- 欠席、遅刻（保護者が連絡）、早退については、必ず届け出をすること。

8 一般生活について

- 登校後は原則として校外にでない。登校後の外出は先生の許可を得る。
- 上ばき、下ばきの区別をつけ、体育館の使用は使用規定に従い大切に使う。
- ベランダについては、通路として使わない。（危険な場合は使用禁止もある）
- 他教室には入らず、用事があるときには廊下で済ませる。
- 給食時間には、運搬、配膳に係わる生徒はエプロン、三角巾、マスクをつける。
- 更衣室については、1階2年、2階1年、3階3年が使用し、他学年の更衣室への入室を禁止する。
- カギの管理については、教師が管理し、生徒は職員室に申し出て借りる。
- 土日を含め、登下校時に買い食いはしない。
- 弁当は活動場所か教室で食べる。（校外に買いに行かない）
- 平日の飲み物は水筒、スクイズボトルで用意し、カン、ビン類は持ち込まない。中身は水やお茶類、スポーツ飲料とする。（ごみは持ちかえる）
- 土日の部活動、平日の体育大会はペットボトルでも良い。
- 不健全な遊技場への出入りはしない。
- 友達同士の外泊は禁止する。

*なお、生徒とも継続的に建設的にコミュニケーションを図っていきます。
保護者の皆様からも、建設的なご意見をいただければと思います。